制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の５の２の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の６第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年 11 月 26 日

鳥取県知事　　平　井　伸　治

１　調達内容

（１）業務の名称及び数量

鳥取県企業局東部事務所における監視・操作業務委託　一式

（２）業務の仕様

入札説明書による。

（３）業務の期間

契約締結日から令和 12 年３月 31 日まで

（４）入札方法

ア 入札は、紙入札により行う。

イ 契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とすること（消費税不課税、非課税のものを除く。）。

課税事業者にあっては、内訳として消費税及び地方消費税の額を含め記載すること。

なお、本件入札説明書 15（８）により、落札金額が契約金額とならないことがある。

２　入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）政令第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（２）令和６年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下のいずれかの業種区分に登録されている者であること。

ア　建物等の保守管理の電気通信設備管理（運転保守）

イ　建物等の保守管理の空気調和設備管理（運転保守）

ウ　建物等の保守管理の給排水施設管理（運転保守）

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年１月 30 日付発出第 36 号）第５条第１項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を、令和８年 11 月 30 日（月）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより４（４）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに４（４）の場所に必ず連絡すること。

（３）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成７年７月 17 日付出第 157 号）第３条第１項の規

定による指名停止措置を受けていない者であること。

（４）鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有していること。ただし、本店所在地が鳥取県外である者については、鳥取県内の支店、営業所又はその他の事業所に職員が常駐している場合に限る。

（５）平成 28 年度以降に電気設備容量 500ｋVA 以上の施設において高圧電気設備保守点検業務を履行した実績を有する者、又は水道（上水道、下水道又は工業用水道をいう。）施設若しくは監視点数 500 点以上の中央監視制御盤を有する建築物での運転監視業務（作業現場で技術員を常時駐在させる業務体制（以下「現場常駐体制」という。）によるものに限る。）を 12 月以上継続して履行した実績を有する者であること。

（６）本業務期間中、次に掲げる要件のいずれかを満たす者を業務責任者として選任することが可能な者であること。

なお、業務責任者は技術員を兼ねることができる。

ア　電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）に規定する第１種電気主任技術者免状、第２種電気主任技術者免状又は第３種電気主任技術者免状のいずれかの交付を受けていること。

イ　電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）に規定する第１種電気工事士免状の交付を受けていること。

ウ　特高・高圧電気設備又は発電事業若しくは水道施設又は建物・工場の電気・機械設備の監視・操作業務又は保守点検業務の実務経験が３年以上であること。

エ　第２種電気工事士免状の交付後、電気工事業務の実務経験が３年以上であること。

オ　電気工事業における施工管理業務の実務経験が３年以上であること。

（７）本業務期間中、平日の夜間及び鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第５号）第１条に規定する休日（以下「休日」という。）において、次に掲げる要件のいずれかを満たす技術員１名以上による現場常駐体制を組むことが可能な者であること。

ア　電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）に規定する第２種電気工事士免状の交付を受けている者

イ　（６）のア～オまでのいずれかの要件を満たす者

３　契約担当部局

鳥取県企業局経営企画課

４　入札手続等

（１）入札の手続に関する問合せ先

〒680-8570　鳥取市東町一丁目 271

鳥取県企業局経営企画課

電話　0857-26-7443　ファクシミリ　0857-26-8193

電子メール　kigyou@pref.tottori.lg.jp

（２）業務の仕様に関する問合せ先

〒680-0921　鳥取市古海 250

鳥取県企業局東部事務所

電話　0857-21－4788　ファクシミリ　0857-21-4824

（３）施設見学会に関する問合せ先

〒680-0921　鳥取市古海 250

鳥取県企業局東部事務所

電話　0857-21－4788　ファクシミリ　0857-21-4824

（４）競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570　鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話　0857-26-7431

（５）入札説明書等の交付方法

令和８年 11 月 26 日（木）から同年 12 月 17 日（木）までの間にインターネットの鳥取県企業局ホームページ（https://www.pref.tottori.lg.jp/12470.htm）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和８年 11 月 26 日(木）から同年 12 月 17 日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前９時から午後４時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

（１）に同じ。

（６）施設見学会の開催

ア　日時　令和８年 12 月２日（水）の午前９時から午前 11 時及び午後１時から午後４時までの間で行うこととし、見学する者に対し個別に連絡する。

イ　場所　（３）に同じ。

ウ　申込方法　法人等の名称、代表者の氏名及び見学希望者を明記の上、郵便又はファクシミリにより令和８年 11 月 30 日（月）午後５時までに（３）に申し込むこと（様式自由）。

エ　公開内容　企業局東部事務所監視室及び鳥取地区工業用水道施設の見学、業務で作成する年報等の資料閲覧

オ　その他　見学会において個別の質問等は受け付けず、本件入札説明書５（１）に基づき質問を提出すること。

（７）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（１）の場所に送付すること。

（８）入札及び開札の日時及び場所

ア　日時

令和８年 12 月 25 日（金）午後１時 30 分　即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は同月 24 日（木）午後４時までとする。

イ　場所

〒680-8570　鳥取市東町一丁目 271

鳥取県企業局会議室（鳥取県庁第二庁舎２階）

5　入札参加者に要求される事項

（1）入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（2）本件入札に参加を希望する者は、２の入札参加資格に適合することを証明する書類（以下「事前提出資料」という。）を、４（１）の場所に令和８年 12 月 17 日（木）午後４時までに郵送又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

（3）入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6　入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

入札保証金は免除する。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県企業局財務規程（昭和 38 年鳥取県企業管理規程第８号。以下「財務規程」という。）第 65 条の４に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、財務規程第 65 条の５の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 112 条第４項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7　その他

（1）最低制限価格の設定

本件入札には、鳥取県企業局施設管理調達最低制限価格制度実施要領に基づき最低制限価格を設定しており、当該最低制限価格を下回る入札を行った者は失格とし、不落札で再度入札を行う場合において、次回以降の入札には参加させないものとする。

（2）入札の無効

２の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

（3）契約書作成の要否

要

（4）落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、財務規程第 65 条の５の規定によりその例によることとされる会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の

範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

（５）手続きにおける交渉の有無

無

（６）その他

詳細は、入札説明書による。